

高齢者肺炎球菌予防接種費用助成のお知らせ

1 令和7年度対象となる方は、清水町に住所を有する方で(1)～(2)の方

(1) **65歳**を迎えられた方

(66歳の誕生日を迎えると対象外になります。)

注意 **66歳までに**
に接種してください。

(2) 接種当日に60歳から65歳未満の方で、心臓、じん臓、呼吸器機能、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能で日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方。

※これまでに肺炎球菌ワクチンを接種したことがある方は対象となりません。

※65歳中のみ定期接種の対象となります。年齢を過ぎると対象となりませんのでご注意ください。

2 接種期間 65歳以上66歳未満（1年間となります）

3 接種ワクチン 23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン

4 接種回数 1回

5 料金負担額 接種料金の一部（4,000円税込）を町で負担します。

（窓口での支払いは医療機関により異なりますが3,000円前後です。）

※生活保護世帯の方は全額町で負担します。

6 接種方法 町内医療機関に予約をして、予防接種を受けてください。

予診票は、保健福祉センターおよび、予防接種実施医療機関に設置しています。

7 医療機関

医療機関	住所	電話番号
清水赤十字病院	清水町南2条2丁目	62-2513
前田クリニック	清水町南1条4丁目	62-2032
だい内科医院	清水町南4条4丁目	69-3555
御影診療所	清水町御影西2条3丁目	63-2320

※介護老人福祉施設等に入所している方や町外の医療機関に入院している方については、町外の施設や病院での接種についても一部町で負担しますので、事前に入所している施設、病院にお問い合わせください。

8 問合せ先 清水町役場 保健福祉課 健康推進係（電話0156-67-7320）

65歳を迎えてから接種してください！
(66歳誕生日前日までが接種期間になります)

肺炎球菌感染症と予防接種

<肺炎球菌感染症と肺炎>

肺炎球菌感染症は、肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気です。この菌は、主に気道の分泌物に含まれ、唾液などを通じて飛沫感染します。日本人の約 3～5%の高齢者の鼻やのどの奥に菌が常在しているとされています。これらの菌が何らかのきっかけで増え、気管支炎や肺炎、敗血症などを引き起こします。肺炎の大多数は細菌感染が原因とされており、肺炎球菌が最も多い原因菌だと言われています。

1 肺炎球菌ワクチンの効果

肺炎球菌には 93 種類の型があり、高齢者用肺炎球菌ワクチンはそのうち 23 種類の型に対して免疫をつけることができるワクチンです。この 23 種類の型が、成人の重症な肺炎球菌感染症の原因の約 7 割を占めるとされています。予防接種を受けてから免疫（抗体）ができるまでには3週間ほどかかります。また、ワクチンの接種で全ての肺炎を予防できるわけではありませんが、接種することによって、重症化を防ぐなどの効果が期待でき、ワクチンの効果は5年以上持続すると言われています。

2 接種対象者など

法律で決められた高齢者肺炎球菌の予防接種の対象者は、65 歳以上 66 歳未満の方及び、60 歳以上 65 歳未満の方で、心臓やじん臓、呼吸器の機能に障害があり、身の周りの日常生活を極端に制限される方やヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を有する方です

しかし、予防接種を受ける義務はなく、ご本人が接種を希望する場合にのみ予防接種を行います。また、接種を受けるご本人に麻痺などがあって同意書に署名できない場合や、認知症症状があつて正確な意思の確認が難しい場合などには、家族やかかりつけ医によって、慎重にご本人の接種意思の有無を確認し、接種するかどうかを決定する必要があります（最終的に確認ができなかった場合には、予防接種法にもとづく接種はできません）。

また、これまでに一度でも高齢者用肺炎球菌ワクチンを接種したことがある方は、予防接種の対象とはなりません。

3 肺炎球菌ワクチンの副反応

- ・ 予防接種の後、まれに副反応が生じることがあります。また、他の病気がたまたま重なることもあります。
- ・ 予防接種の注射のあとが、赤みを帯びたり、腫れたり、痛んだり、また、わずかながら熱が出たり、寒気がしたり、頭痛や全身のだるさ等がみられることもありますが、通常 2～3 日中に治ります。接種後これらの症状が強く現れた場合は、接種した医師にご相談ください。
- ・ 高齢者用肺炎球菌ワクチンは5年以内に再接種を行うと、注射した場所が痛んだり、赤くなったり、硬くなったりする副反応が強く出ることがあります。

4 予防接種を受けることができない場合

・下記の方は肺炎球菌ワクチンを受けることができません。

- 1) 明らかに発熱している方（通常は 37.5℃を超える場合）
- 2) 重い急性疾患にかかっている方
- 3) 高齢者用肺炎球菌ワクチンに含まれる成分によって、アナフィラキシーショックを起こしたことが明らかな方
- 4) その他、医師が不適当な状態と判断した方
- 5) これまでに高齢者用肺炎球菌ワクチンを接種したことがある方

・下記の方は、予防接種を受ける前に、担当医師とよく相談してください。

- 1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する方
- 2) 過去に予防接種で接種後 2 日以内に発熱、全身性発疹などのアレルギーを疑う症状のみられた方
- 3) 過去にけいれん（ひきつけ）をおこしたことがある方
- 4) 過去に免疫不全の診断がされている方
- 5) 高齢者用肺炎球菌ワクチンに含まれる成分に対して、アレルギーをおこすおそれのある方

5 ワクチン接種後の注意

- 1) 接種後 30 分間は、ショックやアナフィラキシーがおこることがありますので、医師とすぐ連絡がとれるようにしておきましょう。
- 2) 接種後に高熱やけいれんなどの異常が出現した場合は、速やかに医師の診断を受けてください。
- 3) 接種後 1 週間は体調に注意しましょう。また、接種後、腫れが目立つときや気分が悪くなったときなどは医師にご相談ください。
- 4) このワクチンの接種後、違う種類のワクチンを接種する場合には、6 日以上の間隔をあける必要があります。
- 5) 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は問題ありませんが、接種部位をこすことはやめましょう。
- 6) 接種当日は激しい運動はさけてください。その他はいつも通りの生活で結構です。

6 予防接種後健康被害救済制度

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るようになったりなど健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害年金、死亡一時金及び葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前や後に紛れ込んだ感染症又は別の原因等）によるものなのかの因果関係を、救済請求に基づいて国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。